

# 就職活動状況報告書

(施設等利用給付認定用)

年 月 日

江戸川区長 宛

住 所	
求 職 者 氏 名	( 父 ・ 母 )
児 童 氏 名	( 年 月 日生 )
利用している施設名	

私は就職活動状況( )について、以下のとおり報告します。

必要に応じて、区から相手方に対し、実態の確認が行われることについて同意します。

また、今後、就職先が決定した際は、速やかに就労証明書と施設等利用給付認定変更届を提出します。

客観的に求職活動であることが確認でき、かつ、活動中に保護者本人による保育が困難であると考えられること(下の1「求職活動の内容」)が必要です。そのため、原則として、求人情報、新聞、ホームページの閲覧のみでは、『求職活動』による保育の必要性の認定ができません。

**1 求職活動の内容【記入必須】** 直近3か月の活動履歴を記入してください。(記入欄が足りない場合は本紙をコピーし添付してください)

年月日	会社名等	所在地(電話番号)	活動内容・結果
年			
月 日		( )	
年			
月 日		( )	
年			
月 日		( )	
年			
月 日		( )	

求職活動の内容が記入できない場合は必ずその理由を記入してください。

## 2 求職活動の状況【記入必須】

1 求職活動の内容	あてはまる にチェックを入れてください。(複数回答可) 職業安定所(ハローワーク等)にて求職活動をしている。 自治体の就労支援を受けている。 労働者派遣会社を利用して求職活動をしている。 求人企業に応募し、採用選考(面接)を受けている。 求職情報誌(チラシ、広告等)で仕事を探している。 新聞・インターネットで求人情報を検索している。 その他( )		
2 求職中であることを確認できる書類	資料の写しを添付してください。	ハローワークカード 就職あっせん機関登録画面 説明会・面接の通知	求職票 雇用保険受給資格者証 その他( )
書類添付できない場合は必ずその理由を記入してください。			

### 【留意事項】

「求職活動」の事由による施設等利用給付認定の認定期間は3か月(90日)間です。認定期間終了後は**無償化の対象外**となります。

認定期間終了後引き続き認定を受けたい場合は、本書類(就職活動状況報告書)を添付して再申請が必要です。

### 【問い合わせ先】

江戸川区子ども家庭部子育て支援課施設利用給付係 5662-1012